

令和8年度錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務委託仕様書

1 警備業務委託期間及び時間等

- (1) 令和8年7月20日から令和8年9月1日（43日間）
- (2) 上記期間のうち、公社が指定する日の午後5時から翌日午前8時まで（15時間）
- (3) 指定する日については、7日前の午後5時までに公益財団法人鹿児島市公園公社（以下、「公社」という。）から連絡するものとする。

2 業務体制

- (1) 常駐警備員は1名とする。
- (2) 警備開始並びに終了時はその都度、公社に報告しなければならない。
- (3) 指定する日の業務を公社がキャンセルする場合、業務前日の午後5時までに公社から連絡するものとする。経費の減額については、支払額は日額の0%（0円）とする。

3 警備対象と範囲

- (1) 警備対象
鹿児島市平川町1818番地
錦江湾公園キャンプ場
- (2) 警備範囲
警備範囲は、警備対象全ての設備及び敷地とする。

4 警備方針

警備範囲内における火災、盗難、その他の事故を未然に防止するとともに、万一事故発生の際は迅速かつ的確に処置するとともに、損害を最小限にし、万全の警備を期し、以ってキャンプ場の円滑なる運営に寄与する。

5 警備内容

警備についての業務は、次のとおりとする。

- (1) 盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除
- (2) 不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除
- (3) 各出入口、管理棟並びに倉庫、薪保管庫、炊飯場、便所、テント、水銀灯、放送設備、広場、駐車場、水道等の異常の有無の確認
- (4) 各消火設備の確認
- (5) 受水槽設備の異常点検
- (6) 火災発見と初期消火
- (7) 事故発生時における消防署、警察署並びに公社の関係者への通報連絡
- (8) 定時巡回（4回）18時、21時、23時、6時
- (9) 以上のほか、公社が指示する事項

6 警備方法

原則として徒歩で行う。

7 警備報告

- (1) 警備日報（警備の都度、警備終了時に提出）
- (2) 事故報告（事故発生時の都度）
- (3) 委託業務処理実績報告書（9月5日まで）

8 警備担当者の服装等

警備従事者は、制服、制帽を着用し、次の装具を受注者の負担において携帯すること。

- (1) 携帯用消火器
- (2) 懐中電灯
- (3) その他必要と認められるもの

令和8年度錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務委託実施要領

1 電話及び待機室の使用について

警備員の電話使用は、警備業務上の連絡のみ使用し、私用には使用しないこと。
待機室は錦江湾公園キャンプ場管理棟とし、みだりに席を離れないこと。

2 事故発生時の緊急連絡先について

連絡順	氏名	電話番号
第1連絡先	錦江湾公園管理事務所	099-261-9833
第2連絡先	公社総務課 瀬之口企画調整係長	090-9569-1847
第3連絡先	公社本部事務局	099-221-5055

3 点検箇所及び巡回経路について

巡回経路を設定し、警備員に周知徹底させること。
巡回は原則として徒歩で行うこと。

4 申し送り及び引き継ぎ事項について

警備報告を行い、また引き継ぎの際、違漏のないようにし、6の警備員配置のとおり
的確に行うこと。

5 キャンプ場進入禁止、ポールの施錠実施について

管理人より鍵を授受し、キャンプ場入口ポールの施錠を午後9時に実施し、開錠は翌
朝午前7時とする。

6 警備員配置について

- (1) 警備員は心身強健、身元確実で十分な教育訓練を施されている者のうち、夜間警備業務に充分耐える警備員を配置し、キャンプ場という特殊な施設であることを鑑みること。
- (2) 警備員の配置転換は容易に行うことのないよう慎重を期し、実施にあたっては事前に協議すること。
- (3) 警備業務の実施にあたり、予め警備員の履歴を記載した書類を提出し、警備員の配置転換などの変更がある時も同様とする。